

高松市・香川町合併協議会  
第 1 2 回 会 議

附属資料（継続協議分）

目 次

1	「病院事業について」に関する資料（協議第 1 9 資料）	1 ~ 5
2	「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 2 号資料）	6 ~ 12
3	「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 3 号資料）	13 ~ 19
4	「広聴広報事業について」に関する資料（協議第 2 4 号資料）	20 ~ 25
5	「交通関係事業について」に関する資料（協議第 2 5 号資料）	26 ~ 33
6	「その他の事業について」に関する資料（協議第 2 6 ・ 2 7 号資料）	34 ~ 37

## 協議第19号資料

### 「病院事業について」に関する資料

管 理 運 営 等 の 概 要 に つ い て .....	2
診 療 内 容 等 に つ い て .....	3
予 算 ・ 決 算 に つ い て .....	4
指 定 等 に つ い て .....	5

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 病院事業	
分類	管理運営等の概要	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 管理運営	地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営	国民健康保険診療施設として、国保病院事業特別会計により、地方公営企業法の適用により運営
2 所在地	高松市宮脇町2丁目36番1号	香川郡香川町大字浅野1260番地
3 敷地面積	21,983.16 m <sup>2</sup>	6,801.35 m <sup>2</sup>
4 建築年月日	昭和48年5月(本館) 昭和55年11月(診療棟) 平成元年10月(東別館)	昭和39年12月(管理棟) 昭和49年3月(診療棟・給食棟) 昭和54年3月(本館・給食棟・南棟・北棟・機械棟)
5 建物構造	鉄筋コンクリート 地下1階 地上12階	鉄筋コンクリート 地下1階(1部) 地上3階 一部4階
6 延建築面積	25,160.35 m <sup>2</sup>	5,449.31 m <sup>2</sup>
7 職員数	平成16年3月31日現在 正規 404人 うち医師 44人 非常勤 64人 うち医師 5人	平成16年3月31日現在 正規 85人 うち医師 9人 非常勤 43人 うち医師 27人

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
両病院の設置根拠(自治体病院、国民健康保険診療施設)が異なる。

対 応 策
・高松市民病院と香川病院については、地方公営企業法一部適用病院として、それぞれ独立して運営する。 ・市立病院が2箇所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぎ、存続するものとする。 ただし、自治体病院を取り巻く環境の変化などを踏まえる中で、病院事業の改革・改善をはじめ、望ましいあり方について検討を行うこととする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 病院事業	
分類	診療内容等	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 病床数	470床 一般病床 : 394 床 精神病床 : 70 床 感染症病床 : 6 床	126床 一般病床 : 126 床
2 診療科目	内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科 合計 20 診療科	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科  合計 6 診療科
3 外来患者数 (平成15年度)	延外来患者数 198,466 人 1日当りの患者数 807 人	延外来患者数 81,895 人 1日当りの患者数 278 人
4 入院患者数 (平成15年度)	延入院患者数 130,804 人 1日当りの入院患者数 357 人	延入院患者数 24,868 人 1日当りの入院患者数 68 人

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市民病院は、平均在院日数21日以内の急性期病院としての医療を行っているが、香川病院は、平均在院日数28日以内の中等度の急性期病院の医療を行っており、機能及び規模等に差異がある。

対 応 策
両病院の特性を生かした医療を実施するものとする。

調 整 案
両病院の現状のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 病院事業	
分類	予算・決算	
現況		
項目	高松市	香川町
1 平成15年度 決算	収益的収支 (収入) 6,262,934 千円 (支出) 6,637,288 千円 (一般会計からの繰入額) 670,449 千円  資本的収支 (収入) 458,042 千円 (支出) 575,821 千円 (一般会計からの繰入額) 223,142 千円	収益的収支 (収入) 1,210,486 千円 (支出) 1,330,510 千円 (一般会計からの繰入額) 65,628 千円  資本的収支 (収入) 224,850 千円 (支出) 269,419 千円 (一般会計からの繰入額) 67,050 千円
2 平成16年度 予算	収益的収支 (収入) 6,723,880 千円 (支出) 6,723,071 千円 (一般会計からの繰入額) 669,290 千円  資本的収支 (収入) 408,075 千円 (支出) 517,138 千円 (一般会計からの繰入額) 218,025 千円	収益的収支 (収入) 1,489,970 千円 (支出) 1,487,319 千円 (一般会計からの繰入額) 35,099 千円  資本的収支 (収入) 289,901 千円 (支出) 372,882 千円 (一般会計からの繰入額) 59,901 千円
3 運営形態	地方公営企業法の一部適用病院として運営している。	地方公営企業法の一部適用病院であり、国民健康保険法の診療施設として運営している。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
・両病院は、地方公営企業法の一部適用病院であるが、香川病院については、国民健康保険法による診療施設であるため、両病院の、運営形態に差異がある。 ・地方公営企業法では、病院事業は一地方公共団体につき一つであり、会計も一つとする必要がある。

対応策
・運営形態については、両病院の現状のとおりとし病院事業として会計を一つとする。 ・予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。

調整案
予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 病院事業		部会名	健康福祉
分類	指定等			
	現 況			
項目	高 松 市	香 川 町		問 題 点 ・ 課 題
1 主な指定	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 養育医療指定病院 原爆医療指定病院 結核予防法指定病院 救急告示病院 母体保護法指定医病院 精神保健指定医病院 広域救護病院	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 原爆医療指定病院 結核予防法指定病院 救急告示病院		指定等に差異がある。
2 主な施設基準	一般病棟入院基本料 群 - 1 精神病棟入院基本料 <sup>3</sup> 特別入院基本料 <sup>2</sup> (感染症病床)	一般病棟入院基本料 群 - 3		対 応 策
				指定等は病院ごとに届け出ることとなり、両病院の規模及び特性を考慮し、現状のとおりとする。
				調 整 案
				両病院の指定等については、現状のとおりとする。

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	7 ~ 8
国民健康保険の健康推進事業について	9
出産育児一時金について	10
葬祭費について	11
高額療養費貸付制度について	12

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	香 川 町																																				
1 保険料・税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0 / 100</td> <td>1.5 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9 / 100</td> <td>5.9 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0 / 100	1.5 / 100	資産割	26.9 / 100	5.9 / 100	均等割	29,100円	7,000円	平等割	24,200円	4,300円	課税限度額	530,000円	80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.5 / 100</td> <td>1.5 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>17.0 / 100</td> <td>3.0 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>27,600円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>27,600円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.5 / 100	1.5 / 100	資産割	17.0 / 100	3.0 / 100	均等割	27,600円	7,200円	平等割	27,600円	4,500円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0 / 100	1.5 / 100																																				
資産割	26.9 / 100	5.9 / 100																																				
均等割	29,100円	7,000円																																				
平等割	24,200円	4,300円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.5 / 100	1.5 / 100																																				
資産割	17.0 / 100	3.0 / 100																																				
均等割	27,600円	7,200円																																				
平等割	27,600円	4,500円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	高松市と同じ。																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯</li> <li>・5割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を除く被保険者数 × 24万5千円) 以下の世帯</li> <li>・2割軽減 委託している。 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を含む被保険者数 × 35万円) 以下の世帯</li> </ul>	高松市と同じ。																																				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税と保険料の違いにより、根拠法令等が異なる。</li> <li>・税率等が異なる。</li> <li>・徴収方法が異なる。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>・香川町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。</li> <li>・香川町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 市 町
7 減免制度	天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ。 減免取扱基準は定めていない。
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している。	職員が直接臨戸訪問している。 徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	国民健康保険の健康推進事業			
	現況			
項目	高松市	香川町	問題点・課題	
1 人間ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に1年以上継続して加入していること</li> <li>・満40歳以上であること</li> <li>・納期限の到来している保険料を完納していること</li> </ul> <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	該当なし。	香川町には人間ドック及び脳ドックの助成制度がない。	
2 脳ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に1年以上継続して加入していること</li> <li>・満40歳以上であること</li> <li>・納期限の到来している保険料を完納していること</li> </ul> <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	該当なし。	対応策 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。	
			調整案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	出産育児一時金	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。
3 給付の手続き	・出生届の後の場合 申請書だけを提出 ・出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 ・死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から1週間 ・現金払い.....即日に支給	高松市と同じ。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込……申請から2週間 ・現金払い……支給日は月2回	・口座振込……申請から2週間 ・現金払い……即日に支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
給付額と支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 申請者の資格	・国保料を完納していること ・所得税の非課税者のみで構成されている世帯	該当なし。
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割	
3 貸付期間	2～3ヶ月程度	
4 貸付利息	なし	
5 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

## 協議第23号資料

### 「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料

運 営 主 体 等 に つ い て .....	14
介 護 保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収 に つ い て .....	15
介 護 保 険 給 付 事 業 に つ い て .....	16
利 用 者 負 担 軽 減 事 業 に つ い て .....	17
介 護 認 定 調 査 事 業 等 に つ い て .....	18
介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 運 営 事 業 に つ い て .....	19

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	運営主体等	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 川 町
1 運営主体	高松市が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 64,853人 第2号 466人(要介護認定者数) 合計 65,319人  (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 2,276人 ・要介護 1 4,239人 ・要介護 2 1,513人 ・要介護 3 1,165人 ・要介護 4 1,228人 ・要介護 5 1,300人 計 11,721人	香川町が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 4,381人 第2号 37人(要介護認定者数) 合計 4,418人  (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 191人 ・要介護 1 316人 ・要介護 2 84人 ・要介護 3 87人 ・要介護 4 87人 ・要介護 5 90人 計 855人
2 介護保険事業計画	(内容) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。 (期間) ・第1期 平成12年度～平成16年度 ・第2期 平成15年度～平成19年度	(内容) 高松市と同じ。  (期間) 高松市と同じ。
3 介護保険事業財政調整基金	運用利子及び余剰金を積立 (基金残高:平成16年3月31日現在) 1,128,579千円	高松市と同じ (基金残高:平成16年3月31日現在) 40,008千円
4 香川県財政安定化基金拠出金等	(内容) 介護保険事業計画の保険給付額をもとに指示された拠出率(0.001)を乗じて拠出 (基金からの借入金) なし	(内容) 高松市と同じ。  (基金からの借入金) なし

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い																																								
分類	介護保険料の賦課・徴収																																								
現 況																																									
項目	高 松 市	香 川 町																																							
1 保険料	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	16,200	0.40	第2段階	29,100	0.72	第3段階	40,400		第4段階	50,500	1.25	第5段階	60,600	1.50	第6段階	70,700	1.75	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>18,000</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>27,000</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>36,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>45,000</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>54,000</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	18,000	0.50	第2段階	27,000	0.75	第3段階	36,000		第4段階	45,000	1.25	第5段階	54,000	1.50
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	16,200	0.40																																							
第2段階	29,100	0.72																																							
第3段階	40,400																																								
第4段階	50,500	1.25																																							
第5段階	60,600	1.50																																							
第6段階	70,700	1.75																																							
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	18,000	0.50																																							
第2段階	27,000	0.75																																							
第3段階	36,000																																								
第4段階	45,000	1.25																																							
第5段階	54,000	1.50																																							
2 賦課期日	毎年4月1日	高松市と同じ。																																							
3 納期	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期.....7月1日から7月31日まで</li> <li>・第2期.....8月1日から8月31日まで</li> <li>・第3期.....9月1日から9月30日まで</li> <li>・第4期.....10月1日から10月31日まで</li> <li>・第5期.....11月1日から11月30日まで</li> <li>・第6期.....12月1日から12月31日まで</li> <li>・第7期.....1月1日から1月31日まで</li> <li>・第8期.....2月1日から2月末日まで</li> </ul> <p>第1号被保険者(特別徴収) 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時</p>	高松市と同じ。																																							
4 滞納保険料の徴収方法等	<p>主として非常勤の介護保険推進員が臨戸訪問し、収納している。</p> <p>介護保険推進員の職務 介護保険料の徴収、納付勧奨、申告書の受領、口座振替の勧奨、居所調査等</p>	職員が臨戸訪問し、収納している。																																							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・保険料の段階、保険料額及び乗率が異なる。</p> <p>・滞納保険料の徴収方法が異なる。</p> <p>・第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度から5年度間の第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</p>



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い		部会名	健康福祉
分類	介護保険給付事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 介護・予防給付	<p>現物給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス 1割自己負担</li> <li>・施設介護サービス 1割自己負担</li> <li>(食事代は標準負担額 1日780円)</li> </ul> <p>償還払</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具購入費の支給 年間10万円購入限度(1割自己負担)</li> <li>・住宅改修費の支給 20万円改修限度(1割自己負担)</li> </ul>	高松市と同じ。		
2 高額介護サービス	<p>(内容)</p> <p>1カ月の利用者負担額の合計が上限額を超えた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般世帯 37,200円上限</li> <li>・市民税世帯非課税 24,600円上限</li> <li>・生活保護受給者等 15,000円上限</li> </ul>	高松市と同じ。		
3 給付費通知	<p>(内容)</p> <p>サービス事業者名,サービス種類,サービス費合計額,自己負担額を月毎に記載した利用明細書を4ヶ月に1回送付</p> <p>(対象)</p> <p>サービス利用者</p> <p>(時期)</p> <p>年3回(5月,9月,1月)</p>	<p>該当なし。</p> <p>平成17年1月から高松市と同内容で実施予定。</p>		
			対 応 策	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い										
分類	利用者負担軽減事業										
現 況											
項目	高 松 市	香 川 市 町									
1 法施行時の訪問介護利用者に対する助成	<p>(対象者) 法施行時に訪問介護を利用していた高齢者、障害者で要綱に定める一定の要件をみたしている者</p> <p>(助成内容) 負担割合(10%)を下記の負担割合に軽減</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> </table>	年度	15	16	高齢者	6%	6%	障害者	3%	3%	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>
年度	15	16									
高齢者	6%	6%									
障害者	3%	3%									
2 社会福祉法人減免に対する助成	<p>(対象者) 低所得者で特に生計が困難なサービス利用者に対し、利用者負担を減免した社会福祉法人</p> <p>(所得要件) サービス利用者の年間所得60万円以下</p> <p>(助成内容) ・対象サービス(老人福祉施設、通所介護等) ・減免した利用者負担の総額が本来受領すべき収入の1%を超えた場合、所定の要件で、その2分の1の額を市が助成する。</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(所得要件) サービス利用者の年間所得42万円以下</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>									
3 離島での介護サービス提供事業者への助成	<p>(対象者) 男木島及び女木島でサービスを提供した事業者</p> <p>(助成内容) ・福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除き保険給付費に相当する額を助成するとともに全てのサービスについて旅客運賃及び一部のサービスについては海上輸送費を助成する。</p>	該当なし。									

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
社会福祉法人減免に対する助成の所得要件が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護認定調査事業等	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 介護認定調査 (直営)	(体制) 職員2人,非常勤嘱託職員6人 (非常勤嘱託職員は1年間の年度雇用)  (調査対象) 原則として、新規申請分の調査を実施 直営による調査は、調査全体の約2割弱	(体制) 職員5人 (全体の3割調査) 老人介護支援センター(直営)職員3人  (調査対象) 施設入所者分
2 介護認定調査 (委託)	(調査対象) 直営分を除く調査(原則として、更新分) (委託先) 市内老人介護支援センター17カ所、老健施設4カ所、遠隔地等については随時	(調査対象) 直営分を除く調査(原則として、在宅分) (委託先) 町内老人介護支援センター5カ所 遠隔地等については随時
3 介護認定審査 会	高松地区広域市町村圏振興事務組合による運営 (参考) 委員構成 ・医療機関 49人 ・保健関係者 28人 ・福祉関係者 44人 委員の任期 2年間(平成15.4.1~17.3.31) 合議体数 24(1合議体 5人)委員数 121人 報酬 1回当たり 21,760円	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
介護認定調査について、直営・委託の調査対象が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護サービス事業所運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	香 川 町
1 居宅介護支援事業所	<p>該当なし。 (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)</p> <p>民間事業所数(平成16年10月1日現在) 73事業所</p>	<p>設置場所 香川町保健福祉総合センター (通称:さわやかセンター)</p> <p>運営形態 香川町が直営で運営</p> <p>業務内容 香川県の指定を受けて、要介護者等の依頼によりケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行う。</p> <p>民間事業所数(平成16年10月1日現在) 5事業所</p>
2 訪問看護事業所	<p>該当なし。 (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)</p> <p>民間事業所数(平成16年10月1日現在) 199事業所(みなし指定を含む)</p>	<p>設置場所 ・香川町保健福祉総合センター</p> <p>運営形態 香川町が直営で運営</p> <p>業務内容 香川県の指定を受けて、要介護者等にケアプランに沿って、訪問看護サービスを提供する。</p> <p>民間事業所数(平成16年10月1日現在) 9事業所(みなし指定を含む)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>香川町では、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業所を直営で運営している。</p>

対 応 策
<p>・香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。</p> <p>・香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所とし、香川町保健福祉総合センターで引き続き業務を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>・香川町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。</p> <p>・香川町直営の訪問看護事業所については、合併時に香川病院の訪問看護事業所として、事業を継続する。</p>

## 協議第24号資料

### 「広聴広報事業について」に関する資料

市（町）民相談事業について	21
広聴事業（その他）について	22
広報紙について	23
視覚障害者等への広報について	24
広報事業（その他）について	25

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業																																															
分類	市(町)民相談事業																																															
項目	高松市	香川町																																														
1 相談内容及び実施日時	市民相談コーナーでの相談	相談の看板を掲げて実施しているもの																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市政相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>一般相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">専門相談</td> <td>人権法律相談</td> <td>毎週月曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>弁護士法律相談</td> <td>毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>司法書士法律相談</td> <td>第2・4木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>社会保険労務士相談</td> <td>毎週火曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>行政書士相談</td> <td>第1・3金曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>毎週水曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>税務相談</td> <td>第2金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>戸籍相談</td> <td>第3金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>経営相談</td> <td>年4回 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>緑化相談</td> <td>第2・4火曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>環境行政相談</td> <td>第4金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>育児相談</td> <td>月～金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	相談種別・内容	実施日時	市政相談	月～金曜日 8:30～17:00	一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	専門相談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00	司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00	社会保険労務士相談	毎週火曜日 9:00～12:00	行政書士相談	第1・3金曜日 9:00～12:00	行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00	税務相談	第2金曜日 10:00～15:00	戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00	経営相談	年4回 13:00～16:00	緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00	環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00	消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00	育児相談	月～金曜日 9:00～16:00	健康相談	月～金曜日 8:30～17:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政相談</td> <td>毎月第3水曜日 10:00～15:00 社会福祉センター</td> </tr> <tr> <td>障害者相談</td> <td>毎月第3水曜日 9:00～12:00 社会福祉センター</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>毎週水曜日 9:00～12:00 社会福祉センター</td> </tr> <tr> <td>人権相談</td> <td>毎月第3水曜日 10:00～15:00 社会福祉センター 又は改善センター</td> </tr> <tr> <td>さわやか健康相談</td> <td>毎月第2木曜日 10:00～11:30 さわやかセンター</td> </tr> </tbody> </table>	相談種別・内容	実施日時	行政相談	毎月第3水曜日 10:00～15:00 社会福祉センター	障害者相談	毎月第3水曜日 9:00～12:00 社会福祉センター	心配ごと相談	毎週水曜日 9:00～12:00 社会福祉センター	人権相談	毎月第3水曜日 10:00～15:00 社会福祉センター 又は改善センター	さわやか健康相談
相談種別・内容	実施日時																																															
市政相談	月～金曜日 8:30～17:00																																															
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00																																															
専門相談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00																																														
	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00																																														
	司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00																																														
	社会保険労務士相談	毎週火曜日 9:00～12:00																																														
	行政書士相談	第1・3金曜日 9:00～12:00																																														
	行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00																																														
	税務相談	第2金曜日 10:00～15:00																																														
	戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00																																														
	経営相談	年4回 13:00～16:00																																														
	緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00																																														
環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00																																															
消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00																																															
育児相談	月～金曜日 9:00～16:00																																															
健康相談	月～金曜日 8:30～17:00																																															
相談種別・内容	実施日時																																															
行政相談	毎月第3水曜日 10:00～15:00 社会福祉センター																																															
障害者相談	毎月第3水曜日 9:00～12:00 社会福祉センター																																															
心配ごと相談	毎週水曜日 9:00～12:00 社会福祉センター																																															
人権相談	毎月第3水曜日 10:00～15:00 社会福祉センター 又は改善センター																																															
さわやか健康相談	毎月第2木曜日 10:00～11:30 さわやかセンター																																															
他に各担当部署でさまざまな相談あり。 (母子、交通事故、農業相談など)																																																

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<p>・相談内容及び開催回数に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、香川町では、市役所本庁まで来なければならない、高齢者等に不便を来す恐れがある。</p>

対応策
<p>香川町で行っている相談事業については、香川町の住民の利便性等も考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討する。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、現在、香川町が実施している相談事業については、香川町地域での住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	広聴事業(その他)	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 電子会議室 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加の電子会議室を設置し、"市民と市民"・"市民と行政"の対話を通して、市民の意見等を市政に反映していく。</li> <li>各課との調整を行いながら広聴広報課が管理運営を行っている。</li> <li>平成16年度から運用開始(電子会議室8室)</li> </ul>	該当なし。
2 市(町)政出前 ふれあいトーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの要請を受け、市政のしくみや現在取組んでいる事業・施策・今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。</li> <li>地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見・提言等を聴取し、市政に反映させる。</li> </ul>	該当なし。
3 市(町)長への 提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの意見・要望などを市政に反映させるため手紙・電話・FAX・Eメールによる提言を受け付けるとともに、原則として個々に回答をする。</li> </ul>	高松市と同じ。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、電子会議室運営事業及び町政出前ふれあいトークを実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 3 広聴広報事業	
分類	広報紙	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 発行回数(日)	毎月2回(1日、15日)発行	毎月1回(1日)発行
2 発行部数	126,500部	7,500部
3 規格	A4判 ・16ページ 年18回 ・8ページ 年6回	A4判 ・16ページ 年8回 ・20ページ 年4回
4 配布先	全世帯、他市町	高松市と同じ。
5 配布方法等	自治会を通じて各世帯に配布するほか、支所・出張所などの市の機関の窓口及び郵便局に設置(自治会未加入団体も10軒程度集まれば配送している。) 各世帯への配布に伴う仕分け・配送業務は、業者へ委託して実施している。	自治会を通じて各世帯に配布するほか、各地区公民館に設置  各世帯への配布に伴う仕分け・配送業務は、職員が行っている。
6 年度版の作成	広報たかまつ4月1日号から3月31日号までと高松市議会だよりを製本 毎年度20冊	広報かがわ総集編として4月号から3月号を製本 毎年度5冊

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・発行回数(日)及び配布方法等に差異がある。          ・香川町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口などを十分に周知する必要がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。          なお、合併後に「くらしのガイドブック」を香川町の全世帯に配布する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	視覚障害者等への広報	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 点字広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行回数: 毎月1回(10日)</li> <li>・発行部数: 100部</li> <li>・規格: B5判、20ページ</li> <li>・内容 広報紙から抜粋したものに下記の協会だよりなどを加えて職員が編集</li> <li>・作成 財団法人香川県視覚障害者福祉協会に点訳を依頼</li> <li>・配布方法 点字広報と印字した封筒に入れ、郵送</li> </ul>	該当なし。
2 声の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行回数: 毎月1回(5日)</li> <li>・発行部数: 100本</li> <li>・規格: 60分カセットテープ</li> <li>・内容 広報紙から抜粋したものに上記の協会だよりなどを加えて職員が編集</li> <li>・作成 吹き込みとテープのダビングは(社)高松市有線放送電話協会に委託</li> <li>・配布方法 専用ケースに入れ、郵送(盲人用)</li> </ul>	該当なし。
3 テレホンサービス等	視覚障害者や高齢者への情報バリアフリーを進める一方策として、市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAVI」の情報を音声化し、電話で聞けたり、FAXで情報を簡単に取り出すことのできるシステム(テレホンブラウザシステム)により対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月3回程度(10日おき)更新</li> <li>・2分間程度</li> <li>・広報紙から抜粋した行事等を録音している。</li> </ul>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、点字広報及び声の広報を発行していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 3 広聴広報事業	
分類	広報事業(その他)	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 ホームページ	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光、イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ、リサイクル 他) ・お知らせ ・水源情報 ・市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) ・行政(行政情報) ・生活(各種手続き等) ・施設案内 ・議会情報 ・観光情報
2 メールマガジン	・名称:メルマガもっと高松 ・発行日:毎月第1、3金曜日 ・登録者数:773人(H16.3.31現在) ・内容 ・暮らしの知っ得情報 ・市長のひとりごと ・文化かわら版 ・子ども情報 ・健康マル知情報 “こんなのあるよ” ・エコ倶楽部情報	該当なし。
3 ケーブルテレビ	・名称:市政情報専門チャンネル「いきいき高松」 (高松ケーブルテレビ5チャンネル) ・内容 ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報の提供 ・災害その他緊急情報の提供 ・テレビジョン放送の再送信	該当なし。
4 防災行政無線を利用した一般広報	該当なし。	・火災発生・たずね人などの情報を屋外と戸別のスピーカから放送している。 ・1日3回(朝・昼・夜)定時に、2日～6日分毎に予め録音した町の行事や各種団体のお知らせ等を戸別のスピーカから放送している(各回3分程度)。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・香川町では、メールマガジン及びケーブルテレビによる広報を実施していない。 ・高松市では、防災行政無線を利用した一般広報を実施していない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・香川町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 ・防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線を利用した一般広報については、当分の間、継続するものとする。

「交通関係事業について」に関する資料

交通安全運動について	27
交通安全活動について	28
交通安全資材の配布について	29
市・町民交通傷害保障について	30
放置車両等対策について	31～32
生活バス路線維持について	33

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業	
分類	交通安全運動	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の交通安全運動 4月</li> <li>・秋の交通安全運動 9月</li> <li>・年末、年始の交通安全運動 12月～1月</li> <li>・高齢者の交通安全日 毎月5日</li> <li>・自転車の交通安全日 毎月8日</li> <li>・市民の交通安全日 毎月20日</li> <li>・交通安全対策会議 2回/年</li> <li>・交通安全都市推進協議会 6回/年</li> <li>・交通安全母の会連絡協議会 16回/年</li> <li>・各種交通安全会議 25回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の交通安全運動 4月</li> <li>・秋の交通安全運動 9月</li> <li>・年末、年始の交通安全運動 12月～1月</li> <li>・高齢者の交通安全日 毎月5日</li> <li>・自転車の交通安全日 該当なし。</li> <li>・県民の交通安全日 毎月20日</li> <li>・交通安全対策会議 該当なし。</li> <li>・香川町交通安全対策協議会 1回/年</li> <li>・交通安全母の会 3回/年</li> </ul>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
活動内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業	
分類	交通安全活動	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 市 町
1 交通安全指導者研修会	・交通安全母の会指導者研修会 ・保育所、幼稚園、小学校交通安全担当者研修会 ・老人クラブ指導者研修会 ・PTA指導者研修会 ・校区(地区)交通安全母の会研修会 ・高齢者交通指導員研修会	該当なし。
2 交通安全教室の開催	・保育所 2回/年(年間延べ100回) ・幼稚園 2回/年(年間延べ88回) ・小・中学校 1回または2回/年(年間延べ66回)  ・高齢者 延べ15回/年 ・母親教室 延べ8回/年 ・地域、団体 延べ18回/年	・保育所 1回/年(年間延べ6回)  ・小・中学校 1回または2回/年(年間延べ8回)  ・高齢者 4回/年  ・婦人会 1回/年(年間延べ4回)
3 街頭交通指導の実施主体等	交通安全協会・PTA・子ども会育成協議連絡会等が実施している。	PTA等を中心に実施している。また、交通指導員による街頭補導を毎週月曜日に実施している。
4 マナーアップモデル地区事業	(指定) 毎年度3地区を指定 (目的) 全市民の模範となる交通安全活動を実践することにより、交通マナーの向上を図るとともに市民福祉の増進と交通安全都市の実現を図る。	該当なし。
5 交通指導員の活動	(活動内容等) 4名の交通指導員により、保育所等での交通安全教室(年間約300回開催)に出向き、指導を行うほか、交通安全行事等を通じ、交通安全に係る指導・教育・啓発活動を推進している。	(活動内容等) 各地区2名ずつの交通指導員により、交通安全教室(年間22回開催)に出向き、警察署と連携し指導を行うほか、毎週月曜日に街頭補導を行うなど、交通安全に係る指導・教育・啓発活動を推進している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川町では、交通安全指導者研修会を実施していない。</li> <li>・交通安全教室の開催回数等に差異がある。</li> <li>・街頭交通指導の実施主体等に差異がある。</li> <li>・香川町では、マナーアップモデル地区事業を実施していない。</li> <li>・交通指導員の活動内容等に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業	
分類	交通安全資材の配布	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 保育所・幼稚園・学校関係資材	<p>目的 新入学児童に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、交通安全絵本、紙芝居 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本 (中学生) 該当なし。 自転車用反射材については、学校等から要望があった場合には、適宜、配布している。</p>	<p>目的 新入学児童生徒に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) こじかワッペン、交通安全ぬりえ (小学校) 鈴付リボン、交通安全絵本  (中学生) 自転車用反射材</p>
2 街頭補導用資材	<p>(目的) 児童の登校の安全確保</p> <p>(配布物) 指導旗、帽子、腕章</p> <p>(対象者等) 街頭補導員</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(配布物) 指導旗</p> <p>(対象者等) 学校、婦人会等協力団体</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業																																					
分類	市・町民交通傷害保障																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	香 川 町																																				
1 名称	高松市市民交通傷害保険	町民交通傷害保険																																				
2 加入者の資格	市内に住所を有する者(外国人登録者を含む)	町内に住んでいる者(外国人登録者を含む)																																				
3 保険期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入は加入の翌日から)	毎年11月1日から翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)																																				
4 保険料	年間1人1口 720円(2口まで加入可)	年間1人2口 1,200円																																				
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。																																				
6 保険金	<p>死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	120,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000	治療期間1日以上1週間未満	5,000	<p>死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	240,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000	治療期間1日以上1週間未満	10,000
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	120,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	5,000																																					
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	240,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	10,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
保険期間、保険料等に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。 なお、香川町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業		部会名	土木
分類	放置車両等対策			
現 況				
項 目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 放置自動車対策	<p>(内容)                      放置自動車の発生を防止するとともに適正な処理を行う。                      (対象車両)                      125ccを超える車両(2輪車を含む)                      (対象区域)                      道路、公園、公営住宅、その他国又は公共団体が設置・管理する場所</p>	該当なし。		
2 放置自転車対策	<p>(内容)                      公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持する。                      (放置禁止区域)                      JR四国高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区                      (放置整理区域)                      JR四国栗林駅地区、琴電片原町駅地区、琴電栗林公園駅地区                      (整理及び撤去)                      ・放置禁止区域、整理区域及び自転車等駐車場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札等の貼り付けを行い、一定期間・期間経過後撤去作業を実施。その他区域についても、通報等により、随時撤去作業を実施している。                      ・撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。                      ・返還時には、移送保管料として、自転車1,500円、原動機付自転車2,500円の徴収を行う。</p>	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業			部会名	土木																					
分類	放置車両等対策																									
現 況																										
項目	高 松 市		香 川 町																							
3 放置自転車 保管後の再 利用	レンタサイクルシステム (レンタサイクルポート設置場所) 瓦町地下レンタサイクルポートほか4か所 (配置台数) 740台 (料金) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>学生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>24時間以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>24時間超</td> <td>24時間までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>放置自転車の一般販売                  放置自転車のうち引き取り手がなく再利用が可能な自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している29の自転車店が点検・整備を行い各店舗で一般販売を行っている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>347台</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>670台</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>636台</td> </tr> </tbody> </table>		区分	一般	学生等	定期利用	1か月	2,000円	3か月	5,500円	一時利用	24時間以内	100円	24時間超	24時間までごとに100円	年度	販売台数	13	347台	14	670台	15	636台	該当なし。		
区分	一般	学生等																								
定期利用	1か月	2,000円																								
	3か月	5,500円																								
一時利用	24時間以内	100円																								
	24時間超	24時間までごとに100円																								
年度	販売台数																									
13	347台																									
14	670台																									
15	636台																									
問 題 点 ・ 課 題																										
対 応 策																										
調 整 案																										

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業																																																																			
分類	生活バス路線維持																																																																			
現 況																																																																				
項目	高 松 市		香 川 市 町																																																																	
1 内容	減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、12の路線に対して補助している。		廃止になった3路線に対し、住民の公共交通機関確保のため、廃止路線代替バスとして、町営バスを運行している。																																																																	
2 対象路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">運行系統</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民病院 ループバス</td> <td>新北町</td> <td>市民病院</td> </tr> <tr> <td>ショッピング ホ-循環バス</td> <td>高松駅</td> <td>高松駅</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(宮脇)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(県体)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>御厩</td> <td>県立体育館前</td> <td>県立総合プール</td> </tr> <tr> <td>川島</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(レインボー)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>西植田(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>西植田</td> </tr> <tr> <td>浦生</td> <td>高松駅</td> <td>浦生</td> </tr> <tr> <td>引田線(引田)</td> <td>高松駅</td> <td>引田</td> </tr> </tbody> </table>		路線名	運行系統		起 点	終 点	市民病院 ループバス	新北町	市民病院	ショッピング ホ-循環バス	高松駅	高松駅	弓弦羽	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽	御厩	県立体育館前	県立総合プール	川島	高松駅	川島車庫前	川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前	川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前	西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田	浦生	高松駅	浦生	引田線(引田)	高松駅	引田	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>起点</th> <th>主な経過地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1便</td> <td>天神</td> <td>下倉</td> <td>役場前</td> </tr> <tr> <td>2便</td> <td>役場前</td> <td>粉所</td> <td>役場前</td> </tr> <tr> <td>3便</td> <td>さわやかセンター前</td> <td>粉所</td> <td>役場前</td> </tr> <tr> <td>4便</td> <td>さわやかセンター前</td> <td>粉所</td> <td>役場前</td> </tr> <tr> <td>5便</td> <td>役場前</td> <td>粉所</td> <td>役場前</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送法第21条第2号による全面外部委託方式により、1日5便運行を行っている。ただし、第1便は、東谷・安原地区のバス通学児童専用になっている。</li> <li>バスは、29人乗りの受託者所有・管理のマイクロバスと運転手で運行している。</li> <li>運賃体系 普通運賃 大人(中学生以上) 200円 (単一料金) 子供(小学生以下5歳まで) 100円(大人が同伴する4歳以下の小児については、大人1人につき1人を無賃とする。)</li> <li>定期乗車券 1ヶ月定期(通勤) 8,400円 (通学) 3,300円 3ヶ月定期(通勤) 23,900円 (通学) 9,400円</li> <li>回数乗車券 200円券11枚綴り 2,000円 100円券11枚綴り 1,000円</li> </ul>		起点	主な経過地	終点	1便	天神	下倉	役場前	2便	役場前	粉所	役場前	3便	さわやかセンター前	粉所	役場前	4便	さわやかセンター前	粉所	役場前	5便	役場前	粉所	役場前
路線名	運行系統																																																																			
	起 点	終 点																																																																		
市民病院 ループバス	新北町	市民病院																																																																		
ショッピング ホ-循環バス	高松駅	高松駅																																																																		
弓弦羽	高松駅	弓弦羽																																																																		
弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽																																																																		
弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽																																																																		
御厩	県立体育館前	県立総合プール																																																																		
川島	高松駅	川島車庫前																																																																		
川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前																																																																		
川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前																																																																		
西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田																																																																		
浦生	高松駅	浦生																																																																		
引田線(引田)	高松駅	引田																																																																		
	起点	主な経過地	終点																																																																	
1便	天神	下倉	役場前																																																																	
2便	役場前	粉所	役場前																																																																	
3便	さわやかセンター前	粉所	役場前																																																																	
4便	さわやかセンター前	粉所	役場前																																																																	
5便	役場前	粉所	役場前																																																																	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では事業者に対し補助をしているが、香川町では、町営バスを運行している。

対 応 策
香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。

調 整 案
香川町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。

協議第26・27号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第26号)外部監査制度について	35
(協議第27号)水問題対策について	36～37

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(外部監査制度)	
分類	外部監査制度	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 町
1 概要	<p>(目的)            監査機能の独立性、専門性をより一層充実させるため、契約した外部の専門的知識を有する包括外部監査人により、特定のテーマを選定し、実施する。</p> <p>1 包括外部監査契約に基づく監査            (都道府県、政令指定都市、中核市は義務付けられている。)            ・外部監査人 1名            ・補助者 若干名</p> <p>2 個別外部監査契約に基づく監査            市長、議会からの監査請求や住民監査請求に係る個別外部監査契約に基づき実施する。</p>	該当なし。
2 実施状況	<p>包括外部監査は、地方自治法の規定に基づき、平成11年度より毎年実施している。            個別外部監査は、実績なし。</p>	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香川町では、外部監査を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 町
1 水循環健全化計画	<p>(目的) 水の世紀とも言われる21世紀において、高松市として、湯水への抵抗力を強めながら、水を大切にす循環型都市の創造を目指し、安定的で持続的な水利用を可能とする健全な水循環を確保する視点に立った総合的な取組みを進めることを目的としている。</p> <p>(策定) 平成15年3月</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成22年度</p> <p>(基本方針) ・水の有効利用と水資源の確保 ・自然な水循環の回復 ・緑地・水辺の再生 ・水質汚濁の防止 ・都市の安全と安心の確保 ・パートナーシップに基づいたまちづくり</p>	該当なし。
2 大規模建築物の節水・循環型水利用	<p>「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づき、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し「節水・循環型水利用計画書(雨水・下水再生水などの雑用水利用、節水型機器の使用、雨水の地下浸透の導入)」の提出を義務付けている。</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香川町では、水循環健全化計画を策定していない。</p> <p>・香川町では、大規模建築物の節水・循環型水利用及び排水再利用促進助成制度を実施していない。</p>

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(水問題対策)		部会名	企画財政
分類	水問題対策			
現 況				
項目	高 松 市	香 川 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 排水再利用促進助成制度	<p>(対象者) 市内の自己の管理する建築物からの排水を再生処理するための施設を整備する個人及び事業所</p> <p>(助成額) 標準施設費か実費の少ない額の10分の1</p> <p>(標準施設費) ・下水道普及地域 2,300万円～3,070万円 ・下水道未普及地域 720万円～1,260万円 〔1日当たりの処理能力に応じて標準施設費を7ランクに分けている。〕</p>	該当なし。		
			調 整 案	